

第9期長野県高齢者プランについて

令和6年(2024年)3月25日
 健康福祉部 介護支援課 計画係
 今井、大日方、小林(志)
 電話:026-235-7111(直通)
 026-232-0111(代表)内線2451
 F A X:026-235-7394
 E-mail:kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp

はじめに

1 計画策定の趣旨

健康寿命の延伸などのアウトカムに向けて、地域包括ケア体制の深化・推進のための目標や取組指標を設定しての「見える化」や、地域の実情に応じた計画的なサービス提供体制の整備、介護現場の生産性向上の推進を柱とし、市町村や関係機関等とともに取組むことを盛り込み、介護需要の高まる85歳以上人口の増加を見据えて策定

2 計画の位置づけ、法的根拠

「長野県総合5か年計画～しあわせ信州創造プラン3.0～」の個別計画(高齢者福祉分野)
 老人福祉法(長野県老人福祉計画)、介護保険法(第9期介護保険事業支援計画)に基づき一体的に策定

3 計画期間:

令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)(3年間)

第1編 計画の基本的な方向

長野県の高齢社会の現状と見通し

1 高齢者数

◆高齢者人口のピークは2040年68.3万人、2020年の約1.1倍
 特に介護需要の高まる85歳以上は2040年ピーク18.6万人で2020年の約1.4倍と推計

2 要介護(要支援)認定者数

◆全国の要介護認定率は上昇傾向であるが、本県の要介護認定率は2014年から低下傾向
 (全国:17.9%(2014年)→19.0%(2023年) 本県:17.5%(2014年)→17.1%(2023年))
 ◆年齢と性別を全国平均とした「調整済み要介護認定率」は13.2%(2022年)で、全国3番目に低い

3 高齢者の有業率

◆65歳以上有業率は、令和4年で30.1%(全国:25.3%)で、全国で3番目に高い

4 認知症高齢者数

◆本県の要介護認定者のうち認知症高齢者数は2025年に7.2万人、2040年に8.5万人(65歳人口の12.5%)

5 介護人材の状況

◆2026年には4.2万人の介護人材が必要と推計。現状(2021年:3.9万人)から3千人の確保が必要

6 地域包括ケア体制の構築状況

◆ロジックモデルを活用して地域包括ケア体制の構築状況を、指標により「見える化」
 ◆地域住民や市町村と、県の目指す姿を共有し、施策を推進

長野県の基本目標・目指す姿

1 基本目標

「しあわせやゆたかさ、長寿の喜びを実感し、ともに支え合い、自分らしく安心して暮らしていける信州」

〈しあわせやゆたかさ、長寿の喜びを実感〉
 年を重ねても、介護が必要となっても、居場所と出番があり、生きがいやしあわせを感じられる
 〈ともに支え合いながら暮らす〉
 地域における自治の力を活かし、県民同士が支え合い、地域の課題を解決して暮らす
 〈自分らしく安心して暮らす〉
 自らの意思で選択・決定することができ、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられる

2 第9期計画の重点施策(3本の柱)

◆地域包括ケア体制の深化・推進による健康寿命の延伸

➢アクティブシニアの就労と社会参加促進 ➢かかりつけ医機能の発揮による医療介護連携の促進

◆地域の実情に応じた計画的なサービス提供体制の整備

➢高齢者人口ピークアウトを見据えた計画的整備 ➢誰もが住みやすい住宅や多様な住まい方を支援

◆多様な介護人材の確保・介護現場の生産性向上の推進

➢生産性向上に関する相談窓口の設置 ➢多様な人材の入職支援、外国人介護人材の受入支援

第2編 施策の推進

推進目標1 健康で生きがいのある暮らしの実現

章	現状・課題	主な施策の方向性
第1章 高齢者が生きがいをもって活動していける社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の有業率は30.1%(全国3位) ・5割以上の者が地域づくりへの参加意向 ・社会参加活動に参加していない者が9割 	<ul style="list-style-type: none"> ・シニア大学等により社会参加への意識付け ・アクティブシニアへの働きかけを行い、「介護の仕事」の積極的なPR ・信州ACEプロジェクトの推進
第2章 高齢者が健康でいきいきと暮らせる地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護の原因は「高齢による衰弱」が26.7% ・フレイルの認知度は、46.0% ・運動機能や認知機能に「通いの場」が有効 	<ul style="list-style-type: none"> ・フレイル対策の知識、予防への普及・啓発 ・「通いの場」の有効な実施のためのリハビリテーション専門職等の派遣

推進目標2 地域における支援体制・在宅医療と介護の充実

第3章 住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けられる地域包括ケア体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・介護が必要になった場合に介護を受けたい場所の回答は、「自宅」が「施設」の3倍 ・高齢者から移動サービスのニーズが高い ・ヤングケアラーを含む家族介護者への支援が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅サービスの充実とともに、地域包括支援センターを中心として相談支援体制を充実 ・移動サービス構築に向けて、アドバイザー派遣や制度相談のコールセンターを設置 ・ヤングケアラーを早期に発見し、適切な機関につなぐための研修を実施
第4章 医療と介護が一体となった在宅療養の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅、老人ホームでの死亡の割合は上昇しているものの、全国での順位は低下(11位) ・かかりつけ医の報告制度が今後開始され、在宅医療・介護連携を更なる推進が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・県で作成した「医療と介護との連携マニュアル Ver.5」や、圏域ごとの「入退院調整ルール」により多職種連携を図り、在宅医療介護連携体制構築を支援 ・ACPの普及展開、自宅・施設の看取りの強化
第5章 認知症の人や家族にやさしい地域共生社会づくり (認知症施策推進計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・2026年には、高齢者の7分の1が認知症を有する状態になると推計 ・令和6年1月に「認知症基本法」が施行され、認知症に関する正しい知識の普及及び認知症の人と家族への理解促進が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症基本法に基づく「長野県認知症施策推進計画」を本プランと一体的に策定 ・「通いの場」等、認知症の予防に資する可能性のある活動の推進 ・本人、家族への支援体制の充実や、地域の理解促進に向けた普及啓発の強化

推進目標3 安心安全な暮らしの確保

第6章 一人ひとりのニーズに応じた多様な施設・住まいの創出	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、高齢者のみ世帯や単身高齢者世帯は更に増加の見込み ・介護が必要となった主な原因の21.2%は、住宅内等での転倒となっている ・高齢者の所得やADL等、状況に応じた多様な住まい方への支援が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅など、高齢者数のピークアウトも見据えて、中長期的に整備 ・高齢者を含め、誰もが住みやすいバリアフリー住宅等の整備
第7章 災害・感染症の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの教訓を生かし、今後発生し得る新興感染症への対策が必要 ・災害、感染症に関し、介護施設では発生時への対応や、規模を縮小した場合でも継続的にサービス提供のできる備えが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・新興感染症等への対応のため、平時からの個人防護具の備蓄等を啓発 ・県基準条例における介護施設でのBCP策定や、それに基づく研修・訓練等の実施を支援
第8章 権利擁護・防犯・交通安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待の件数は令和4年度で294件 ・認知症などにより判断能力が不十分な高齢者等の権利・利益保護などの支援が必要 ・消費生活センターに寄せられる相談のうち、高齢者に係る相談が4割 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待対応窓口の周知、高齢者の権利擁護のため、市町村等への研修を開催 ・必要な状況の方への成年後見制度の利用体制の整備と利用促進 ・特殊詐欺被害未然防止のネットワーク構築

推進目標4 持続可能な介護サービス提供基盤の構築

第9章 介護人材の養成・確保、事業所の生産性向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・2026年には、4.2万人の介護職員確保が必要(現状:3.9万人) ・生産年齢人口は、今後も急減の見込み ・生産性向上の推進への支援が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・アクティブシニア、外国人介護人材など、多様な人材の入職促進 ・生産性向上、職場環境の改善に向けたロボット、ICTの有効活用のための相談窓口の設置
第10章 介護保険制度の適切な運営	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度が適切かつ安定的に運営されるための支援が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスの質の向上のための支援・指導 ・介護給付費の適正化に向けた、ケアプラン点検のためのアドバイザーの派遣

第3編 サービス量の見込と達成目標

計画期間中の介護サービスの見込量や整備目標、老人福祉サービスやその他の目標を整理。

第4編 老人福祉圏域

10 圏域ごと地域特性や介護サービスの状況と見込量、地域包括ケア体制構築に向けた現状を分析

多様な介護人材の確保・介護現場の生産性向上の推進

- 「入職促進」、「資質向上」、「定着支援・離職防止」の観点から総合的な施策を推進
　　《求職者の介護現場とのマッチングと資格取得の一体的な支援 ※2026年度までに約3千人の介護職員確保が必要》
- アクティブシニアや外国人介護人材等、多様な人材の活用促進
　　《シニア大学と連携したアクティブシニアの介護分野での就労、社会参加促進》
- 介護職員の処遇改善及びICT導入による生産性向上、働き方改革
　　《処遇改善加算の取得促進支援、ICT活用や働き方改革などの相談に対応するワンストップ窓口の設置》

認知症基本法の施行を踏まえた認知症施策の推進

- 認知症基本法（令和6年1月1日施行）に基づき、認知症や認知症の人等の理解促進
　　《本プランと「長野県認知症施策推進計画」を一体的に策定、認知症に関する正しい知識や理解の促進》
　　《認知症の人及び家族等の意見を聞き、施策に反映するための懇談会の開催》

地域包括ケア体制の深化・推進による健康寿命の延伸

- 在宅医療、介護の連携による在宅療養体制の強化
　　《介護支援専門、かかりつけ医、病院等、多職種連携による医療介護連携の推進、ACPの普及促進》
　　※「医療と介護の連携マニュアルVer.5」「圏域別入退院調整ルール」の活用促進
- ヤングケアラー等を含めた家族介護者支援の体制構築
　　《ヤングケアラーの存在を発見しやすい立場である地域包括支援センターなどへの研修の実施》
- 地域包括ケアの「見える化」による、目標や目的の市町村・県民との共有
　　《第9期プランに「ロジックモデル」を導入※し、目標に向けて施策を見える化 ※都道府県で唯一の取組》
　　《特設ウェブサイト、デジタルブック等で第9期プランをはじめ高齢者支援策等の普及展開を図る》

計画的なサービス提供体制・住まいの整備

- 介護保険施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等、多様な住まいの整備
　　《2040年にピークを迎える介護需要に対し、ピークアウトを見据えた計画的な整備》
- 高齢者含め誰もが住みやすいバリアフリー住宅等の整備と、「自宅」で暮らせる環境整備
　　《公営住宅のバリアフリー化、身元保証の取扱いによる高齢者も入居しやすい環境の整備》
　　《移動サービスを含む生活支援サービス等の提供体制構築支援により、「自宅」で暮らすことを支援》